

店頭CFD(ダイワ株X)の契約締結前交付書面 新旧対照表

(下線部分改正)

現 行	改 正
<p>本取引のリスク等重要事項について</p> <p>【証拠金について】</p> <p>本取引を行うには、証拠金の差入れが必要となります。必要となる証拠金の額は、当社が定める計算式(後述、「本取引の仕組みについて」に記載)によって算出されます。</p> <p>(省 略)</p> <p>【本取引のリスクについて】</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) ロスカットのリスク</p> <p>取引価格の変動により、お客様の未決済建玉に対する評価損が発生した結果、証拠金維持率(有効証拠金÷建玉必要証拠金)がロスカット基準(80%)を下回った場合は、お客様のご意思に関わらず、当社の任意の方法により、未約定の新規注文すべてを失効し、お客様の未決済建玉すべてを自動的に反対売買いたします。原則として、当社は未約定の新規注文の失効及び反対売買の執行を速やかに行います。</p> <p>(省 略)</p> <p>(3) ~ (省 略)</p> <p>(6)</p> <p>本取引の仕組みについて</p> <p>取引の方法</p> <p>株価指数先物CFD</p> <p>株価指数先物CFDの取引価格は、取引所に上</p>	<p>本取引のリスク等重要事項について</p> <p>【証拠金について】</p> <p>本取引を行うには、<u>取引種別に応じて各CFD口座(「指数先物CFD口座」又は「株式CFD口座」のいずれか一方の口座を指します)</u>への証拠金の差入れが必要となります。必要となる証拠金の額は、当社が定める計算式(後述、「本取引の仕組みについて」に記載)によって算出されます。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>【本取引のリスクについて】</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) ロスカットのリスク</p> <p>取引価格の変動により、お客様の未決済建玉に対する評価損が発生した結果、<u>各CFD口座における証拠金維持率(有効証拠金÷建玉必要証拠金)</u>がロスカット基準(80%)を下回った場合は、お客様のご意思に関わらず、当社の任意の方法により、<u>当該各CFD口座における未約定の新規注文すべてを失効し、未決済建玉すべてを自動的に反対売買いたします。</u>原則として、当社は未約定の新規注文の失効及び反対売買の執行を速やかに行います。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(3) ~ (現行どおり)</p> <p>(6)</p> <p>本取引の仕組みについて</p> <p>取引の方法</p> <p>株価指数先物CFD</p> <p><u>指数先物CFD口座において株価指数先物CFD取引を行うことができます。</u></p> <p>株価指数先物CFDの取引価格は、取引所に上</p>

現 行	改 正
<p>場している株価指数先物の値動きを参照して当社が提示いたします。原則、取引日や取引時間等は原資産となる株価指数先物に準じて決定されます。</p> <p>取引の詳細について</p> <p>a . ～ (省 略)</p> <p>h . i . お客様の評価損失が所定の水準に達した場合、お客様の<u>保有される</u>すべての建玉をお客様のご意思に関わらず、自動的に反対売買いたします。（「ロスカットルール」という。詳しくは、「証拠金」の「(7) ロスカットの取扱い」をご参照ください。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。</p> <p>j . (省 略)</p>	<p>場している株価指数先物の値動きを参照して当社が提示いたします。原則、取引日や取引時間等は原資産となる株価指数先物に準じて決定されます。</p> <p>取引の詳細について</p> <p>a . ～ (現行どおり)</p> <p>h . i . <u>指数先物CFD口座における</u>お客様の評価損失が所定の水準に達した場合、お客様が<u>当該口座に保有する</u>すべての建玉をお客様のご意思に関わらず、自動的に反対売買いたします。（「ロスカットルール」という。詳しくは、「証拠金」の「(7) ロスカットの取扱い」をご参照ください。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。</p> <p>j . (現行どおり)</p>
<p>株式CFD</p> <p>株式CFDの取引価格は、取引所に上場している株式等の値動きを参照して当社が提示いたします。原則、取引日や取引時間等は原資産となる株式等に準じて決定されます。</p> <p>取引の詳細について</p> <p>a . ～ (省 略)</p> <p>h . i . お客様の評価損失が所定の水準に達した場合、お客様の<u>保有される</u>すべての建玉をお客様のご意思に関わらず、自動的に反対売買いたします。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損</p>	<p>株式CFD</p> <p><u>株式CFD口座において株式CFD取引を行うことができます。</u></p> <p>株式CFDの取引価格は、取引所に上場している株式等の値動きを参照して当社が提示いたします。原則、取引日や取引時間等は原資産となる株式等に準じて決定されます。</p> <p>取引の詳細について</p> <p>a . ～ (現行どおり)</p> <p>h . i . <u>株式CFD口座における</u>お客様の評価損失が所定の水準に達した場合、お客様が<u>当該口座に保有する</u>すべての建玉をお客様のご意思に関わらず、自動的に反対売買いたします。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルール</p>

現 行	改 正
<p>失が生じることがあります。</p> <p>j . ～ (省 略) m .</p>	<p>があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。</p> <p>j . ～ (現行どおり) m .</p>
<p>証拠金</p> <p>(1) 証拠金の差入れ</p> <p>本取引の注文をするときは、事前に(2)の注文必要証拠金以上の額を、<u>お取引口座から本取引口座に振り替えてください</u>。また、建玉を継続して保有する場合は、(3)の建玉必要証拠金の額を<u>本取引口座に差入れる</u>必要があります。証拠金は日本円のみを受け入れとし、有価証券や外貨の受け入れはいたしません。</p> <p>(2) ～ (省 略)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 証拠金の引出し</p> <p>お客様が差入れている証拠金は、建玉・注文の維持に必要な証拠金額を控除した出金可能額の範囲内でお取引口座へ振り替えることができます。</p> <p>(6) 評価損益の取扱い</p> <p>お客様に発生する評価損益は、<u>実質証拠金</u>に含まれ、証拠金計算に用いられます。</p> <p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>証拠金維持率(有効証拠金÷建玉必要証拠金)がロスカット基準(80%)を割り込んだ場合、損失の拡大を防ぐため、当社はお客様のご意思に関わらず、当社の任意の方法により、未約定の新規注文のすべてを失効し、すべての未決済建玉をお客様の計算において自動的に反対売買して決済します。原則として、当社は未約定の新規注文の失効及び反</p>	<p>証拠金</p> <p>(1) 証拠金の差入れ</p> <p><u>新規に</u>本取引の注文をするときは、事前に(2)の注文必要証拠金以上の額を、<u>当該注文を行う各CFD口座に差入れてください</u>。また、建玉を継続して保有する場合は、(3)の建玉必要証拠金の額を、<u>当該建玉を保持する各CFD口座に差入れる</u>必要があります。証拠金は日本円のみを受け入れとし、有価証券や外貨の受け入れはいたしません。</p> <p>(2) ～ (現行どおり)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 証拠金の引出し</p> <p>お客様が<u>各CFD口座に差入れている</u>証拠金は、建玉・注文の維持に必要な証拠金額を控除した出金可能額の範囲内でお取引口座もしくは他の各CFD口座へ振り替えることができます。</p> <p>(6) 評価損益の取扱い</p> <p><u>各CFD口座において</u>お客様に発生する評価損益は、<u>当該各CFD口座における実質証拠金</u>に含まれ、証拠金計算に用いられます。</p> <p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p><u>各CFD口座における</u>証拠金維持率(有効証拠金÷建玉必要証拠金)がロスカット基準(80%)を割り込んだ場合、損失の拡大を防ぐため、当社はお客様のご意思に関わらず、当社の任意の方法により、<u>当該各CFD口座における未約定の新規注文のすべてを失効し、当該各CFD口座における</u>すべての未決済建玉をお客様の計算において自動的に</p>

現 行	改 正
<p>対売買の執行を速やかに行います。</p> <p>(省 略)</p> <p>(8) 実質証拠金がマイナスとなった場合の取扱い</p> <p>当社は、お客様の実質証拠金がマイナスとなった場合、<u>本取引</u>にて生じたお客様が支払うべき金銭について、その金銭の額を<u>お取引口座から振り替えてお支払い</u>いただきます。</p> <p>本取引にかかる手続きについて</p> <p>お客様が当社と本取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。</p> <p>(1) 取引の開始</p> <p>a .</p> <p>～ (省 略)</p> <p>c .</p> <p>d. <u>本取引口座</u>の設定</p> <p>本書面や取引約款等の内容にご同意いただき、<u>本取引口座</u>を開設していただきます。なお、<u>本取引の口座開設</u>にあたっては、所定の審査を行います。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 証拠金の差入れ</p> <p>本取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。</p> <p>(4)</p> <p>～ (省 略)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 約定報告</p> <p>本取引が成立したときは、当社は<u>成立した取引の内容を明らかにした取引報告書兼残高報告書</u>をお客様に交付します。</p>	<p>に反対売買して決済します。原則として、当社は未約定の新規注文の失効及び反対売買の執行を速やかに行います。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(8) 実質証拠金がマイナスとなった場合の取扱い</p> <p>当社は、お客様の各CFD口座における実質証拠金がマイナスとなった場合、<u>当該各CFD口座</u>にて生じたお客様が支払うべき金銭について、その金銭の額をお支払いいただきます。</p> <p>本取引にかかる手続きについて</p> <p>お客様が当社と本取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。</p> <p>(1) 取引の開始</p> <p>a .</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>c .</p> <p>d. <u>CFD口座</u>の設定</p> <p>本書面や取引約款等の内容にご同意いただき、<u>CFD口座</u>を開設していただきます (<u>ただし、指数先物CFD口座もしくは株式CFD口座のどちらか一方の口座を開設することはできません</u>)。なお、<u>CFD口座の開設</u>にあたっては、所定の審査を行います。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 証拠金の差入れ</p> <p><u>新規に本取引の注文</u>をするときは、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。</p> <p>(4)</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 約定報告</p> <p><u>各CFD口座</u>において、本取引が成立したときは、当社は<u>当該各CFD口座における取引の内容を明らかにした取引報告書兼残高報告書</u>をお客様に交付します。</p>

現 行	改 正
<p>(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告 当社は、取引状況をご確認いただくため、毎月末のお客様の本取引の建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引報告書兼残高報告書を作成して、お客様に交付します。</p> <p>(8) ~ (省 略)</p> <p>(10)</p> <p style="text-align: center;">本取引に関する主要な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> • Ask (アスク) (省 略) • 受入証拠金 本取引口座にお客様が差入れている証拠金です。 (省 略) • 振替予定額 本取引においてお取引口座から本取引口座へ振り替えを行った金額です。 振替日に受入証拠金に反映されます。 (省 略) 	<p>(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告 当社は、取引状況をご確認いただくため、<u>各CFD口座につき</u>、毎月末のお客様の本取引の建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引報告書兼残高報告書を作成して、お客様に交付します。</p> <p>(8) ~ (現行どおり)</p> <p>(10)</p> <p style="text-align: center;">本取引に関する主要な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> • Ask (アスク) (現行どおり) • 受入証拠金 <u>各CFD口座</u>にお客様が差入れている証拠金です。 (現行どおり) • 振替予定額 本取引において<u>各CFD口座</u>へ振り替えを行った金額です。 振替日に受入証拠金に反映されます。 (現行どおり)

以上